



2016年2月19日

桑名市市民後見人養成講座 基礎編  
(桑名市総合福祉会館)

## 成年後見制度と市町村責任



桑名市保健福祉部地域介護課  
中央地域包括支援センター兼障害福祉課  
社会福祉士 西村 健二

(桑名市成年後見制度利用支援事業審査会事務局員・  
桑名市福祉後見サポートセンター運営委員会事務局員)

桑名市 ゆめはまちゃん (ゆるキャラグランプリ2015 **三重県内第1位**)

# 本日の進め方

- 1. 成年後見制度の申立人になれるのは？
- 2. 成年後見制度利用支援事業ってなに？
- 3. 桑名市の取り組み



桑名市役所



# 桑名市市民後見人養成講座 基礎編

## 1. 成年後見制度の申立人になれるのは？



木曾三川と長島輪中

KUWANA CENTRAL COMMUNITY SUPPORT CENTER

# 成年後見制度のすごく簡単な流れ

① 必要な書類を集める・作る



② 家庭裁判所に書類を出す



③ 家庭裁判所で面接を受ける



④ 家庭裁判所から審判が届く



⑤ 成年後見人等が誕生

# 申立人になれる者

## ①親族等

本人、配偶者、4親等内の親族

## ②成年後見人等

後見人、保佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人、  
補助監督人、未成年後見人、未成年後見監督人

## ③任意後見人等

任意後見人、任意後見監督人、任意後見受任者

## ④行政

検察官、**市区町村長**



# 申立人になれる者

○どうして後見人等も申立てができるの？

例えば・・・

- ・判断能力の状態変化によるもの  
補助から保佐といった重度化に伴う類型変更  
後見から補助といった軽度化に伴う類型変更
- ・任意後見人の代理権の範囲が不足した場合  
任意後見人は、公正証書で代理権の範囲が決まっている  
予め定めた代理権以外の支援が必要になったときに申立て  
することがある
- ・未成年被後見人が成年になった場合  
未成年被後見人が成年になったが、  
引き続き支援が必要な場合



# 誰が申立てすべきか

・誰が申立人になるのかを判断する

①まずは**本人**を検討

②次に**配偶者**又は**4親等内の親族**を検討

③適切な申立人がいない場合は**市区町村長**

区長は東京都の特別区長をいい、

政令指定都市は市長が申立てする

法令上は現在地、居住地、住所地、本籍地を問わず

実情を把握しうる**市区町村長**は申立てが可能

ただし、介護保険被保険者、生活保護受給者、

住民などに限定している市区町村がある



# 4親等内の親族とは

- ・親族とは、「6親等内の血族」と「3親等内の姻族」
- ・申立人になることができるのは  
「4親等内の血族」と「3親等内の姻族」
- ・**血族**・・・血のつながった者  
親族でも5・6親等の血族は申立てができない
- ・**姻族**・・・婚姻関係によって親戚になった者  
4親等以上の姻族は申立てができない
- ・申立人になることができる親族の範囲は別紙参照。



# 市長が申し立てるのはなぜ？

- ・身寄りのない独居の高齢者が認知症になっているが、本人に病気に関する自覚(病識)がない
- ・若い知的障害者を支援していた親が亡くなってしまったが、本人は財産の管理ができない
- ・認知症の高齢者が、同居する親族からひどい虐待を受け、親族は介護をしていない

これらの事例は、本来、成年後見制度を利用することが適切  
しかし、申し立てるべき者が申し立てを行わない  
こんなとき、桑名市長が申し立てすることがあります



# 市長申立ての法的根拠

## ・老人福祉法

第32条 市町村長は、**六十五歳以上の者**につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、(中略)審判の請求をすることができる。

## ・知的障害者福祉法

第28条 市町村長は、**知的障害者**につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、(中略)審判の請求をすることができる。

## ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第51条の11の2 市町村長は、**精神障害者**につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、(中略)審判の請求をすることができる。

※ 「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう(第5条)。



# 桑名市市民後見人養成講座 基礎編

## 2. 成年後見制度利用支援事業ってなに？



六華苑(旧諸戸精六邸)

KUWANA CENTRAL COMMUNITY SUPPORT CENTER

# 成年後見制度利用支援事業

- ・桑名市成年後見制度利用支援事業実施要綱第1条  
(略)成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な者に対し、  
その**費用を助成することで成年後見制度の利用を支援**することを目的とする。
  - ・障害では**必須事業**  
障害者総合支援法による地域生活支援事業
  - ・介護では**任意事業**  
介護保険法による地域支援事業 ※桑名市は実施している
- ※ 要綱は桑名市ホームページに掲載



# 成年後見制度利用支援事業の助成内容

- ・ **申立費用**の助成 → 本人に支払能力がある場合は**求償**する  
第4条 市長は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、対象者に係る審判請求に要する費用(以下「審判請求費用」という。)を負担するものとする。  
例) 申立書に添付する収入印紙・郵便切手の購入費用、診断書作成費用、鑑定書作成費用などの実費
- ・ **成年後見人等の報酬**の助成  
第7条 市長は、次の各号に掲げる者が負担すべき審判請求費用及び成年後見人等の報酬(以下「費用等」という。)を助成することができる。
  - (1) **生活保護受給者**
  - (2) **資産及び収入等の状況から前号の者に準ずると認められる者**

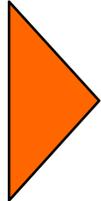
2 成年後見人等の報酬に対する助成額は、家庭裁判所が決める金額の範囲内とし、次の金額を限度額とする。

  - (1) **在宅生活者 月額 28,000円**
  - (2) **施設等入所者 月額 18,000円**

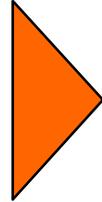


# 成年後見人等の報酬の助成申請の流れ

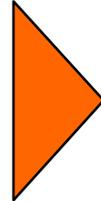
①市に助成希望の申出



②家裁に報酬付与の申立て



③報酬付与の審判が届く



④市に助成申請



⑤決定通知後に市に請求



# 桑名市市民後見人養成講座 基礎編

## 3. 桑名市の取り組み



桑名城蟠龍櫓

KUWANA CENTRAL COMMUNITY SUPPORT CENTER

# 成年後見市長申立て件数

- ・桑名市では、高齢者・障害者の権利擁護のため、積極的に市長申立てを実施している
- ・桑名市長による申立件数(老人福祉法にもとづく申立てに限る)

年	桑名市長申立件数	県内市町長申立件数	桑名市長の占める割合
平成23年	5 件	48 件	10.4 %
平成24年	5 件	46 件	10.9 %
平成25年	3 件	60 件	5.0 %
平成26年	10 件	60 件	16.7 %
平成27年	6 件	—	—
平成28年	2 件	—	—

※平成28年2月18日現在の件数

# 市長申立ての職種別受任件数

- ・市長申立て事件の受任者は、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、社会福祉協議会のいずれか。
- ・平成26年度に桑名市社会福祉協議会、平成27年度にコスモス成年後見サポートセンター三重県支部所属行政書士を追加。
- ・平成28年度に市民後見人養成講座を開催。

年度	市長申立 件数	弁護士	司法書士	行政書士	社会福祉士	社会福祉 協議会
平成23年度	5 件	—	3 件	—	2 件	—
平成24年度	7 件	3 件	3 件	—	1 件	—
平成25年度	4 件	—	2 件	—	2 件	—
平成26年度	7 件	2 件	1 件	—	3 件	1 件
平成27年度	8 件	3 件	1 件	1 件	—	3 件

※平成28年2月18日現在の件数(ほかに申立手続中6件あり)

# みなさまにお伝えしたいこと

- ・桑名市では高齢者、障害者の権利をまもるため、積極的に成年後見制度を利用している。
- ・成年後見制度利用支援事業を利用することで、申立費用や報酬について助成を受けることができる(お金がないからとあきらめないで)。
- ・成年後見人等の皆様の相談機関として様々な機関がある。
- ・市民後見人になったからといって、皆様がひとりで抱える必要はない。
- ・心配があれば早めに相談をしてほしい。
- ・**市民後見人は一人ではない!**
- ・皆様の力添えにより、高齢者、障害者の尊厳を一緒にまもろう。

みなさんの力が、  
高齢者・障害者をまもります



# 成年後見制度に関する相談窓口

## <桑名市>

- ・地域介護課 中央町2丁目37番地 TEL 24-1489
- ・障害福祉課 中央町2丁目37番地 TEL 24-1171

## <桑名市社会福祉協議会>

- ・福祉後見サポートセンター 常磐町51番地 TEL 22-8218

## <地域包括支援センター>

- ・中央地域包括支援センター 中央町2丁目37番地 TEL 24-5104
- ・東部地域包括支援センター 内堀51番地 TEL 24-8080
- ・西部地域包括支援センター 西金井170番地 TEL 25-8660
- ・南部地域包括支援センター 江場776番地5 TEL 25-1011
- ・北部東地域包括支援センター 長島町松ヶ島66番地 TEL 42-2119
- ・北部西地域包括支援センター 多度町多度1丁目1番地1 TEL 49-2031

## <障害者総合相談支援センター>

- ・障がい者総合相談支援センターそういん 寿町1丁目11番地 TEL 27-7188
- ・障害者総合相談支援センターくわな 寿町1丁目11番対 TEL 87-7490
- ・桑名市社協障害者総合相談支援センター 長島町松ヶ島53番地2 TEL 41-2015



# 関係機関・関係団体

## <津家庭裁判所四日市支部>

- ・家事受付係 四日市市三栄町1-22 TEL 059-352-7185

## <法務局>

- ・東京法務局後見登録課 東京都千代田区九段南1-1-15 TEL 03-5213-1353
- ・津地方法務局 津市丸之内26-8 TEL 059-228-4192

## <日本司法支援センター(法テラス)>

- ・三重地方事務所 津市丸之内34-5 TEL 050-3383-5470

## <関係団体>

- ・三重弁護士会 津市中央3-23 TEL 059-228-2232
- ・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート三重支部  
津市丸之内養正町17-17 TEL 059-213-4666
- ・一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター三重県支部  
津市広明町349-1 TEL 059-226-3137
- ・一般社団法人三重県社会福祉士会 津市桜橋2-131 TEL 059-228-6008



## <公証人役場>

- ・四日市公証人合同役場 四日市市鶉の森1-3-15 TEL 059-353-3394

ご清聴ありがとうございました



本物力こそ桑名力

